

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>15の5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-1から8の6の2-9までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-1中「貸借対照表計上額」とあるのは「<u>連結貸借対照表計上額</u>」と、「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表の</u>」と、8の6の2-1-2中「<u>貸借対照表に</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表に</u>」と、「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表の</u>」と、8の6の2-1-3中「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表の</u>」と、「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当連結会計年度</u>」と、「<u>当該事業年度</u>」とあるのは「<u>当該連結会計年度</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>連結決算日</u>」と、「<u>評価・換算差額等</u>」とあるのは「<u>その他の包括利益</u>」と、8の6の2-5中「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当連結会計年度</u>」と、「<u>評価・換算差額等</u>」とあるのは「<u>その他の包括利益</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>連結決算日</u>」と、「<u>貸借対照表計上額</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表計上額</u>」と、8の6の2-9中「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>連結決算日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-1から8の6の2-6までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>連結貸借対照表の</u>」と、「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当連結会計年度</u>」と、「<u>当該事業年度</u>」とあるのは「<u>当該連結会計年度</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>連結決算日</u>」と、「<u>評価・換算差額等</u>」とあるのは「<u>その他の包括利益</u>」と読み替えるものとする。</p>